

○輪之内町児童センターの設置及び管理に関する条例

平成12年3月22日

条例第31号

改正 平成17年9月30日条例第24号

(設置及び目的)

第1条 この条例は、輪之内町児童センター(以下「児童センター」という。)を設置し、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
輪之内町児童センター	安八郡輪之内町中郷新田1492番地の1

(指定管理者の指定)

第3条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、児童センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画その他別に定める書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる選定基準に照らし、児童センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として選定しなければならない。

(1) 使用対象者の平等な利用が確保されること。

(2) 前項の規定により提出された事業計画書の内容に則し次条第1項に規定する業務を安定的に実施する能力があること。

(3) 前項の規定により提出された事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図れるものであること。

3 町長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設管理に関する業務
- (2) 使用の許可及び制限に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、児童センターの管理上又は第1条の目的を達成するため町長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、この条例及びこの条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い、児童センターの管理を行わなければならない。

(守秘義務)

第6条 指定管理者若しくは前条第1項に規定する業務に従事する者又はこれらの者であったものは児童センターの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は児童センターの管理に関する業務以外に使用してはならない。

(利用者)

第7条 児童センターを利用する者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 町内に居住する児童及び父兄
- (2) 社会福祉に関する団体及びクラブ
- (3) その他町長が特に認めた者

(利用料)

第8条 児童センターの利用料は、町長が別に定める。

(利用の許可等)

第9条 児童センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 許可に係る事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
- 3 児童センターの利用の許可を受けた者は、その利用に関する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取り消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 管理上指定管理者が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (3) 詐欺その他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか指定管理者が特に必要と認めたとき。

(損害の賠償)

第11条 利用者は、建物及び附属施設等を破壊又は滅失したときは、これを原状に復し、又は町の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、町の規則に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の輪之内町児童センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づきその管理を委託している児童センター管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該センターの管理に係る指定をする日までの間、なお従前の例による。